

第2回宇都宮市水道料金審議会議事録

日 時

平成14年1月9日(水)午後1時40分～午後2時40分

会 場

市庁舎14A会議室

出席者

- ・委員 有馬宏年委員，稲葉善文委員，岩瀬優子委員，太田正委員，菊地久美子委員，須藤脩委員，福嶋寿克委員，深澤林委員，保坂光男委員，湯澤博委員，葎葉リウ委員
- ・市側 助役，水道局長，水道局次長，水道局総務課長，総務課企業出納員，営業課長，配水課長，給水課長，漏水対策課長，建設課長，事務局職員

傍聴者数 1人

会議経過

1 開 会

2 審 議

(1) 会議録の公開内容について

事務局より，各委員に事前に内容を確認した上で配付資料のとおり会議録を作成したことを説明。

会 長：会議録の内容については，事前に各委員に確認して作成したが，本日何か意見はあるだろうか。

全 員：意見なし。

会 長：それでは，特に意見がないようなので，原案どおりとする。
また，本日の会議録についても，前回と同じ方法で行う。

(2) 水道料金について

事務局より，前回の審議結果を踏まえて，配付資料のとおり，新しい料金表の案や，それに伴う影響額の見込み，他の水道事業体との比較などを作成したので，その内容を説明。

A 委 員：事務局の作成した案だと，年間の料金収入の減額は1億9,700万円となり，前回の会議で報告のあった県受水費の削減額の1億9,600万円を100万円余上回っており，事務局もかなり努力したようである。

B 委 員：結論はこのとおりでよいと思うが，例えば基本料金の中で口径毎の改定率にばらつきがあるのはなぜか。計算の端数調整の結果と考えてよいか。

事 務 局：そのとおりである。原則は一律に1.81%削減であるが，基本料金は2ヶ

月で10円単位になることと、料金収入の減額が県受水費の削減額を下回らないよう総合的に調整した結果、端数処理の関係で差が出たものである。

B 委員：了解した。

C 委員：事務局からの資料によると、料金改定による影響は、口径13mmでは1ヶ月に100円にも満たない少ない額であることがわかった。

また、料金改定によって料金収入が減るだけでなく、利用者への広報などの必要なコストがかかるはずであるが、このコストはいくら位になるか。

事務局：ご指摘のとおり広報などで費用がかかるが、具体的な金額は算出していない。極力抑制しながら行っていきたい。

会長：事務局の作成した新料金案に対する意見はないか。

全員：意見なし。

会長：それでは、この案のとおりとしてよろしいか。

全員：賛成多数。

会長：それでは、この案のとおりとする。

(3) 市民への周知方法について

事務局より、配付資料に基づき、広報の内容、方法、スケジュールを説明。

A 委員：今回の改定は引き下げという結論になり、行政側が市民の理解を求めるのはそれほど大変ではないと思うが、周知にあたって2点提案したい。1点目は、引き下げという事実だけでなく、水道料金の仕組みと見直しの内容を市民にわかりやすく知らせることである。水道料金は原価主義によって決まり、今回は県からの受水費が減額となるので料金も減額になったが、今後は原価によって料金が増額になる可能性もはらんでいる。このことをよく周知する必要がある。2点目は、財政計画に対して市民が評価をできる仕組みを構築することである。原価主義をとっている以上、財政や経営の状況は料金に直結するので、財政計画や経営状況をガラス張りにして、常に市民にチェックされるようにしなければならない。

事務局：市民への説明責任が求められていることは十分認識しているので、ご指摘のことを十分に踏まえて実施していきたい。

B 委員：A委員の指摘は重要なことである。宇都宮市でも行政評価の取組を始めたようだが、今回の料金改定を機に、水道局は経営をオープンにして市民が評価できるようなシステムを構築してほしいと思う。

事務局：よく検討し取り組んでいきたい。

会長：市民への周知方法に関して、他に意見はあるか。

全員：意見なし。

会長：それでは、この案を基に指摘のあった点を十分に踏まえて実施してほしい。

(4) 答申書案について

事務局より、前回の審議結果を踏まえて、配付資料のとおり、答申書案や審議過程における主な意見などを作成したので、その内容を説明。なお、上記「(3) 市民

への周知方法について」でA委員から出た2つの意見を新たに「審議過程における主な意見」に追加した。

会 長：前回の審議の際に答申書案の作成は事務局をお願いしたが、事務局の作成した案について、何か意見はあるか。

全 員：意見なし。

会 長：それでは、この案のとおりとしてよろしいか。

全 員：賛成多数。

会 長：それでは、この案で答申することとしたい。

(5) その他

会 長：今回の審議にあたって、他に何か議論すべきものや意見があれば出してほしい。

A 委 員：今回県企業庁からの受水費の削減が料金改定につながったが、これは従来の受水単価が高すぎたのか、それとも県企業庁の経営努力の結果、安くなったということなのか。参考までに、県の受水単価と市が自前で水道水を作る場合の単価はどの位違うのか教えてほしい。

事 務 局：県企業庁からの受水単価はこれまで172円/m³であったが、市が自前で水道水を作る経費は施設の減価償却などがあり簡単には算出できないもののランニングコストだけだと14円/m³程度となる。今回の引き下げは、県企業庁も原価計算をした上で算出したものであるので、経営努力の結果だと考えている。

A 委 員：県企業庁からの受水単価は、市が自前で作る場合よりもかなり高いように思う。今回の引き下げに止まらず、もっと安い単価になるようにさらに県に働きかけるべきではないか。

B 委 員：県企業庁はもっと安くできる見込みはあるのか。

事 務 局：県企業庁も今回最大限努力して引き下げたものと認識している。協定すると、10年間は変わらないことになる。

C 委 員：県企業庁から受水している他の自治体も、今回水道料金を下げるのか。

事 務 局：宇都宮市を含めて5自治体が受水しているが、現時点で聞いている範囲では、他の自治体で下げるというところはないようである。これは、受水量のほとんどを本市が占め、他の自治体はわずかであるからではないかと推測している。

D 委 員：広報について、4月1日から料金を下げる場合、各家庭に請求書が届くのは5月過ぎまでかかるのだから、4月3日の「広報うつのみや」に掲載した後も広報を続けなくてよいのだろうか。

事 務 局：4月3日の「広報うつのみや」で掲載した後も引き続き広報するかは検討していきたい。なお、チラシを検針時に各家庭に配布するので、これである程度市民への周知は図れるのではないかと考えている。

E 委 員：水道料金を算定する場合、総括原価主義といって、直接かかるコストだけでなく、将来必要となる設備投資の資金を含める必要がある。宇都宮市の

場合、現在、第6期拡張事業に取り組んでいるほか施設の老朽化への対応が必要となっている。これらの費用を料金にどう反映していくのか、考えを聞きたい。

事務局：算定の基礎となる財政計画において、そのような設備投資を計画的に実施していくように盛り込んでいる。したがって、将来の設備投資の資金も反映した料金改定であると考えている。

E委員：全国的に施設の老朽化への対応は課題であり、一定の金額をかけて更新や改良をしなければならないが、やっても料金収入にはつながらないという問題がある。そのため、今の水道利用者に将来の設備投資資金を負担してもらう必要があるが、現行の料金で十分であると考えているのか。

事務局：本市の施設も老朽化が著しく、現行でも計画的にその整備を行っているものの、今後はさらに老朽化に対する費用は増加するのではないかという危機感はある。しかし、超長期にわたる問題のため具体的な金額を算出するのは難しいのが現状で、その点で不安感を持っている。

E委員：場合によっては、現行の料金設定のあり方を見直すこともあるということか。

事務局：老朽化の対応などで将来的にかかってくる費用については、建設改良積立金を充実することで対応することも考えている。その上で、将来的な資金計画を考慮して料金を考えていくべきと思うが、近々に料金設定を見直すということは考えていない。

E委員：了解した。

事務局：せっかくの機会なので、料金改定以外についても、日頃、水道事業に感じている意見や疑問があれば、お聞きしお答えしたい。

F委員：水道施設見学会は、年に何回実施しているのか。

事務局：現在、年に4回行っている。

F委員：パンフレットを読むのと実際に見るのでは水道事業の理解度が違うので、もう1回位増やして市民が見る機会を多くしてほしい。また、個人の申込みだけでなく、各種団体の要望がある場合は配慮してほしい。

事務局：施設見学会を含めて、よりよい広報活動に向けて、内容や方法を見直しているので、よく検討していきたいと思う。団体毎の施設見学にあたっては、事前に連絡をいただければ対応したいと考えている。

D委員：私は水道モニターで施設見学があったが、丸一日かかると聞いて参加を辞退した。半日程度とか土曜日での実施もあるとよいと思う。

事務局：それも検討課題として考えていきたい。施設の見学に関しては、水道局では6月の第一日曜日に松田新田浄水場を一日開放しており、施設の見学もできる。このような機会も利用してほしい。

C委員：下水道の接続に関してお聞きしたい。近所に下水道に接続しないで汲み取りの家があり、その臭いに迷惑している。本来ならば、下水道管が整備されたら何年以内に接続すべきなのか、また、接続可能なのに未接続のまま

の世帯はどの位あるのか。そして、それに対する市の対応策はどのようになっているのか。

事務局：水道局の直接の管轄ではないが、下水道部に確認したところ、3年以内に接続するのが義務付けられている。接続可能にもかかわらず未接続の世帯数は、平成12年度末で13,203世帯となっている。対応策は、下水道の接続の指導を専門に行う普及員がいるので、これが市内を回って接続の促進を図っている。現行では、上水道と下水道で違う部局となっているが、早めに一本化して、総合的、連帯的な水行政ができるように努めていくのでご理解をいただきたい。

G委員：私の所属する団体では、水を守るため合成洗剤ではなくせっけんを使う活動をしているが、水質の問題はどのようになっている、どのような対応をしているのか、教えていただきたい。

事務局：生活排水による水質の悪化が懸念されるが、水質試験室で定期検査のみならず様々な検査を実施して水質を監視している。その結果、皆様に供給している水は上水道として適したものとなっており問題ない。河川の汚染などにも十分に対応している。

G委員：各家庭に浄水器や水道管清掃のセールスが来て、それらの必要性を訴え購入や実施の勧誘をしている。実際のところ、それらは必要なのか。

事務局：それらは必要ない。そのような問い合わせが市民からしばしば寄せられるので、必要がないことを市民に広報し周知を図っているところである。

3 答 申

会長より、宇都宮市長に対して、本日（平成13年1月9日）付けで、次のとおり答申した。なお、本日は市長が公務出張のため、助役が答申書を受け取る。

宇都宮市の水道料金の改定について（答申）

平成13年12月26日付宮水総第371号で諮問のあった宇都宮市の水道料金の改定について、下記のとおり答申します。

記

- 1 水道料金改定の必要性の有無
宇都宮市の水道料金については、改定することが必要であると認める。
- 2 改定することとした場合における具体的な水道料金
水道料金を平均1.82%引き下げることとし、改定料金表は、別表のとおりとする。
- 3 上記2の実施時期
平成14年4月使用分から実施すること

4 助役あいさつ

5 閉 会